

【任意記載事項】

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - (1) 児童虐待防止対策の充実
 - ① 関係機関との連携及び市町村における相談体制の強化
 - ② 発生予防, 早期発見, 早期対応等
 - ③ 社会的養護施策との連携
 - (2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - (3) 障がい児施策の充実等
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方を見直し(長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む)
 - ① 仕事と生活の調査の実現に向けた労働者, 事業主, 地域住民の理解や合意形成の促進及び具体的な実現方法の周知のための広報, 啓発
 - ② 法その他の関係法律に関する労働者, 事業主, 地域住民への広報, 啓発
 - ③ 仕事と生活の調和及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の収集及び提供等
 - ④ 仕事と生活の調和に関する企業における研修及びコンサルタント, アドバイザーの派遣
 - ⑤ 仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の認証, 認定や表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進
 - ⑥ 融資制度や優遇金利の設定, 公共調達における優遇措置等による, 仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業における取組の支援
 - (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備